

香芝市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 6 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 4 1 号

香芝市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市情報公開条例施行規則（平成 1 2 年規則第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 号中「行政文書開示決定第三者あて通知書」を「行政文書開示決定第三者宛て通知書」に改める。

第 4 条の見出し中「開示手数料」を「手数料」に改め、同条中「第 1 7 条第 1 項」を「第 1 7 条第 1 項各号」に、「開示手数料及び同条第 3 項」を「手数料及び同条第 4 項」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（1 件の行政文書とみなす複数の行政文書）

第 5 条 条例第 1 7 条第 2 項の規則で定める複数の行政文書は、同一の簿冊（同一の簿冊につづり込むことができず、複数の簿冊に分割してつづり込むこととした当該複数の簿冊を含む。）につづり込まれている複数の行政文書であって、相互に密接な関連を有するものとする。

第 1 号様式から第 1 1 号様式までを次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

行政文書開示請求書

年 月 日

香芝市長

住所

氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名〕

香芝市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求する行政文書の件名又は内容	
請 求 の 目 的	
開 示 の 方 法	☐ 閲覧 ☐ 写し等の交付（ ☐ 郵送希望） ☐ 電磁的記録媒体による交付（ ☐ 郵送希望） ☐ その他（ ）

備考

- 1 開示請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の件名又は知りたい事項を具体的に記入してください。行政文書の特定が困難な場合は、香芝市情報公開条例第6条第2項の規定による補正を求めることがあります。
- 2 請求の目的の欄は、請求する行政文書の特定等の参考にするためのものですが、記入については、請求する方の任意です。
- 3 「写し等」は、複写機による写し及び印字装置により出力したものをいいます。
- 4 「電磁的記録媒体」は、香芝市情報公開条例の別表に規定する光ディスクをいいます。

第 2 号様式（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長 印

行政文書開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書については、次のとおり開示することと決定しましたので、香芝市情報公開条例第 1 1 条第 1 項の規定により通知します。

開示請求に係る行政文書の件名又は内容			
開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 () 時 分	
	場 所		
開 示 の 方 法	☐ 閲覧 ☐ 写し等の交付 (☐ 郵送希望) ☐ 電磁的記録媒体による交付 (☐ 郵送希望) ☐ その他 ()		
所 管 課	(電話 — — 内線)		
備 考			

備考

- 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 当日都合の悪い場合には、上記所管課まで連絡してください。

第 3 号様式（第 2 条関係）

第 年 月 号 日

様

香芝市長 印

行政文書部分開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、香芝市情報公開条例第11条第 1 項の規定により通知します。

開 示 請 求 に 係 る 行 政 文 書 の 件 名 又 は 内 容			
開 示 の 日 時	日 時	年 月 日 ()	時 分
及 び 場 所	場 所		
開 示 の 方 法	☐ 閲覧 ☐ 写し等の交付 (☐ 郵送希望) ☐ 電磁的記録媒体による交付 (☐ 郵送希望) ☐ その他 ()		
一 部 を 開 示 し な い 理 由	香芝市情報公開条例第 条第 号 に該当 (理由)		
開 示 す る こ と が で き る よ う に な る 期 日	年 月 日		
所 管 課	(電話 — — 内線)		
備 考			

備考

- 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 当日都合の悪い場合には、上記所管課まで連絡してください。
- 3 開示することができるようになる期日の欄は、開示しない部分が開示できるようになる期日をあらかじめ明示できる場合にのみ記載しています。
- (教示)
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 4 号様式（第 2 条関係）

第 年 月 号 日

様

香芝市長



行政文書不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、香芝市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により通知します。

開示請求に係る行政文書の件名又は内容	
開 示 し な い 理 由	☐ 行政文書の存否不回答（香芝市情報公開条例第 条に該当） ※この場合は、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするものではありません。
	☐ 行政文書が不存在のため
	☐ 不開示情報であるため 香芝市情報公開条例第 条第 号に該当
	(理由)
	開示することができるようになる期日 年 月 日
所 管 課	(電話 — — 内線)
備 考	

備考 開示することができるようになる期日の欄は、あらかじめ明示できる場合にのみ記載しています。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 号 日

様

香芝市長 印

行政文書開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書については、香芝市
情報公開条例第 1 2 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長
したので、通知します。

開示請求に係る行政 文書の件名又は内容	
延 長 前 の 開 示 決 定 等 の 期 限	年 月 日 ()
延 長 後 の 開 示 決 定 等 の 期 限	年 月 日 () (延長期間 日)
延 長 の 理 由	
所 管 課	(電話 — — 内線)
備 考	

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 6 号様式（第 2 条関係）

第 年 月 号 日

様

香芝市長 

行政文書開示決定等期限特例通知書

年 月 日付けの開示請求に係る行政文書は、著しく大量であるため、香芝市情報公開条例第 13 条の規定により、開示決定等の期限を次のとおりとしたので、通知します。

開 示 請 求 に 係 る 行 政 文 書 の 件 名 又 は 内 容	
開 示 請 求 に 係 る 行 政 文 書 の う ち 相 当 の 部 分 に つ き 開 示 決 定 等 を す る 期 限	年 月 日 ()
上 記 の 期 限 ま で に 開 示 請 求 の 全 て に つ い て 開 示 決 定 等 を す る こ と が で き な い 理 由	
上 記 の 期 限 ま で に 開 示 決 定 等 を す る こ と が で き な い 部 分 の 開 示 決 定 等 の 期 限	年 月 日 ()
所 管 課	(電 話 — — 内 線)
備 考	

(教 示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

香芝市長



行政文書開示決定等に係る意見照会書

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている行政文書について、香芝市情報公開条例の規定に基づき開示請求がありました。

つきましては、当該情報を開示することについて、あなた（貴団体）の意見をお聴きしたいので、香芝市情報公開条例第 1 4 条第 1 項の規定により通知します。

なお、意見につきましては、「行政文書開示決定等に係る第三者意見書」により回答してください。

開示請求に係る行政文書の件名又は内容	
開示請求のあった行政文書に記録されているあなた（貴団体）の情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
提出先 （ 所 管 課 ）	住所 (電話 — — 内線)
備考	

第 年 月 日 号

様

香芝市長



行政文書開示決定に係る意見書提出機会付与通知書

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている行政文書について、香芝市情報公開条例の規定に基づき開示請求があり、次の理由により当該行政文書を開示しようとしています。

つきましては、当該情報を開示することについて、香芝市情報公開条例第 1 4 条第 2 項の規定によりあなた（貴団体）に意見書を提出する機会を付与しますので、通知します。

なお、意見につきましては、「行政文書開示決定等に係る第三者意見書」により回答してください。

開示請求に係る行政文書の件名又は内容	
開示請求のあった行政文書に記録されているあなた（貴団体）の情報の内容	
開示しようとする理由	
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
提出先 （所管課）	住所 (電話 — — 内線)
備考	

第 9 号様式（第 2 条関係）

行政文書開示決定等に係る第三者意見書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

〔 法人その他の団体にあつては、事務所
等の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で通知のあった行政文書の開示につ
いての意見は、次のとおりです。

☐ 開示をされても支障を生じない。

☐ 開示をされると支障を生じる。

（開示により支障が生じる部分とその理由を記入してください。）

第 年 月 日 号

様

香芝市長 

行政文書開示決定第三者宛て通知書

年 月 日付け 第 号で通知しましたあなた（貴団体）に関する情報
が記録されている行政文書について、次のとおり開示の決定をしましたので、香芝市情
報公開条例第 1 4 条第 3 項の規定により通知します。

開 示 請 求 に 係 る 行 政 文 書 の 件 名 又 は 内 容	
開 示 請 求 の あ っ た 行 政 文 書 に 記 録 さ れ て い る あ な た （ 貴 団 体 ） の 情 報 の 内 容	
開 示 の 決 定 を し た 理 由	
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日（ ）
所 管 課	（電話 — — 内線 ）
備 考	

備考 上記の開示を実施する日までに審査請求又は処分の取消しの訴えがなされなかった
ときは、あなた（貴団体）に関する情報が開示されますので、御承知ください。
（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算し
て3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市
長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請
求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知っ
た日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求
に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること
や処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、
上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日
の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴え
を提起することが認められる場合があります。

第 1 1 号様式（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



諮問実施通知書

行政文書の開示決定等についての審査請求があり、香芝市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、香芝市情報公開条例第 1 9 条の規定により通知します。

審査請求に係る行政文書の件名又は内容	
審査請求に係る行政文書の開示決定等の内容	
審査請求の内容	
審査請求日	年 月 日 ()
諮問をした日	年 月 日 ()
所 管 課	(電話 — — 内線)
備 考	

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。